

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項、いわき市財務規則（昭和 44 年いわき市規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付に関する一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望するもの（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付（いわき市フラワーセンター）
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙仕様書のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 入札参加申込方法

入札に参加しようとする者は、(1)に定める提出書類を提出し、入札の参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出または説明等を求めることがある。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
- イ 市の発行する身分証明書（個人の場合）又は写し
- ウ 住民票（法人にあっては商業登記簿謄本）又は写し
- エ 印鑑証明書又は写し
- オ いわき市に納税義務がある者は市が発行する納税証明書又は写し
- カ 同意書
- キ 誓約書
- ク 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- ケ 販売品目に許認可等が必要な場合はその免許証の写し（該当の場合のみ）
- コ 会社更生手続き又は民事再生手続きの開始の決定を受けた者が、入札に参加することに支障がないことを証明する書類
- サ 上記 2(5)における実績を申告する書類（書式は任意）又は写し

シ 官公署において自動販売機設置に係る２年間の使用許可を受けた実績があるものは、その許可書の写し

※ イ～オは、発行後３ヶ月以内のものに限ります。

(2) 提出方法 郵送または持参

(3) 提出場所 〒970-8686

いわき市平字梅本 21 番地

いわき市農林水産部農業政策課農業総務係（本庁舎 4 階）

(4) 提出期限 令和 8 年 11 月 4 日 17 時まで

※ 郵送の場合は、当日必着

(5) (1)の書類を提出し、資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（第 2 号様式）を郵送するので確認すること。

(6) 入札参加資格がないと通知された者は(2)の通知を受けた日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。市は、説明を求められた日から起算して 6 日以内（休日を除く。）に書面をもって回答する。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び時間

ア 場 所 (3)に示す場所に同じ。

イ 期 間 令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 11 月 4 日（水）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く）

受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（正午から午後 1 時までを除く）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 方 式 郵便による入札（一般書留郵便または簡易書留）

封書に「自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付（いわき市フラワーセンター）入札書在中」と記載すること。

イ 到着期限 令和 8 年 11 月 4 日（水）

日本郵便株式会社 いわき郵便局必着

ウ 宛 先 〒970-8799 日本郵便局株式会社 いわき郵便局留

いわき市役所農林水産部農業政策課

エ 開 札 令和 8 年 11 月 24 日 9 時 00 分 農林水産部農業政策課

(3) 問い合わせ先

郵便番号 970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

いわき市農林水産部農業政策課（本庁舎 4 階）

電話番号 0246-22-7471

ファクシミリ 0246-22-7489

5 入札の方法

(1) 入札時に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書
- イ 入札書

(2) 入札に係る留意点

- ア (1)に掲げる書類を郵送または持参すること。電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。
- イ 入札者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（実印）すること。
- ウ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載すること。
- エ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金

免除とする。

7 開札等

- (1) 開札は、4(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは、改めて再度入札に付すことができるものとする。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関しいわき市長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

入札者は、別添えの「入札心得（郵便入札用）」を熟知のうえ入札しなければならない。

10 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執

行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札の決定を取り消すこととする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書に記載した金額を訂正した入札
- (4) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (5) 同一の入札者が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 入札書の金額欄に「0円」と記載された入札
- (7) いわき市郵便入札実施要綱（令和3年3月2日制定）に違反して入札書を提出した入札
- (8) 入札書に記載の物件名等と封筒に記載の物件名等が一致していない入札
- (9) 入札書を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
- (10) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) いわき市が定める予定価格以上での最高の価格を持って有効な入札をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出したものが2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。（入札書にある「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入すること）
- (3) 再度の入札に付し、落札者がいない場合には、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。
- (4) 落札者には、落札決定通知書を交付する。

13 契約保証金

免除とする。

14 契約書等の作成等

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 契約の締結は、落札決定通知を受けた日から7日以内に行うこと。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印

したときに確定するものとする。

- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

15 貸付料の納付

各年度、いわき市が発行する納入通知書により一括納付すること。

16 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。
- (2) 貸付場所は設置配置図のとおりであるが、入札者において貸付場所を事前に確認すること。なお、貸付場所の確認に際しては、貸付場所に関する参考データ（施設の概要）に記載してある連絡先に事前に連絡して訪問すること。